

## 仕 様 書

### 1 件名

多摩及び区部の創業支援拠点における交通広告の業務委託

### 2 履行場所

公益財団法人東京都中小企業振興公社（以下、公社）が指定する場所

### 3 履行期限

令和3年3月28日

### 4 委託概要

今年度、多摩の創業支援拠点が開所した。これに伴い、既存の区部の創業支援拠点とともに、両拠点の認知度向上及び来所促進を目的とした交通広告を実施する。この実施にあたり、必要な業務を委託する。

### 5 委託内容

受託者は、交通広告の実施に必要な以下の業務を行うものとする。

#### (1) 業務内容

- ア 下記各広告媒体で放映用の動画の制作
- イ 下記各広告媒体の放映枠の確保
- ウ 下記各広告媒体及び公社に対して、制作した動画の調整及び納品
- エ 上記ア、イ、ウに伴う契約等各種手続き・管理等

#### (2) 広告媒体

広告媒体名	規格・数量	放映期間
JR 東日本「トレインチャンネル」 山手線、中央線快速、京浜東北線・ 根岸線、京葉線、埼京線、横浜線、 南武線、常磐線各駅停車、中央総武 線各駅停車	・スポットCM ・1週間×2回 ・15秒	令和3年2月15日～3月14日の 期間内で1週間×2回
東京メトロ「Tokyo Metro Vision」 銀座線、丸ノ内線、日比谷線、東西 線、千代田線、半蔵門線、南北線、 有楽町線、副都心線	・1week スポット ・1週間×2回 ・15秒	令和3年2月15日～3月14日の 期間内で1週間×2回
京王電鉄「K-DG チャンネル」 京王本線、井の頭線	・スポットCM-A ・1週間×2回 ・15秒	令和3年2月15日～3月14日の 期間内で1週間×2回
小田急電鉄「小田急TV」	・1週間×2回	令和3年2月15日～3月14日の

小田原線、江ノ島線、多摩線	・15秒	期間内で1週間×2回
---------------	------	------------

※放映期間については、可能な限り、早い期間かつ2週間連続の放映枠を確保すること。また、可能な限り、各広告媒体の放映開始日及び終了日は揃えること。なお、放映枠が確保できない等、受託者の責によらない事情によって、上記放映期間内の放映が困難になった場合、履行期限内で放映可能な期間を確保し、公社の承認を受けた上で実施すること。

### (3) 動画

#### ア 概要

上記各広告媒体で放映する動画を1件制作すること。受託者は、制作に必要な撮影・編集等作業とそれに伴う手続き・調整等を行うものとする。なお、受託者は、上記各広告媒体の納品指定フォーマット形式・ビットレート、画角等に適宜変更・適用させて納品すること。

#### イ 動画内容

制作する動画の内容は、多摩及び区部の創業支援拠点（以下、各拠点）の事業情報・施設情報及び地図等の基本情報の紹介とする。

- ・動画内で適切な時間配分を行い、全体で15秒に収まるように制作すること
- ・音声は無し
- ・テロップ等で各種情報を動画内に入れること
- ・駅から各拠点までの簡単な地図を作成し、動画内に入れること
- ・各拠点のロゴは公社より支給する（入札決定後、公社と協議の上、提供する）
- ・各拠点での撮影を行うこと。各拠点所在地については下記の通り。

多摩：〒190-0014 東京都立川市緑町3-1

GREEN SPRINGS E2 3階

区部：〒100-0005 東京都千代田区丸の内二丁目1番1号

明治安田生命ビル低層棟1階、2階

なお、撮影日程、編集方法、動画の構成、デザイン、レイアウト、フォントの大きさ、文字数等の詳細については入札決定後、公社と協議の上、決定する。また、校正は3回以上行うこと。

#### ウ その他

制作した動画が上記各広告媒体の意匠等の審査を通過できなかった場合、すみやかに修正の上、再度審査にかけること。また、制作した動画は遅滞なく上記各広告媒体へ納品するとともに公社へも納品すること。

- ・公社納品先 公益財団法人東京都中小企業振興公社  
事業戦略部 多摩創業支援課 地域連携係  
〒190-0014 東京都立川市緑町3-1 GREEN SPRINGS E2 3階 (303)
- ・納品日 入札決定後、公社と協議の上、決定する。
- ・フォーマット形式 MP4

## 6 提出物

各広告媒体での放映後、すみやかに、放映等がなされたことを証明する書類（各広告媒体が作成する掲出証明書や、交通広告の放映されている状態の写真等）を提出すること。

## 7 支払い

- (1) 受託者は、全ての業務完了後、すみやかに公社指定の「委託完了届」を公社へ提出し、履行状況の確認を受けること。
- (2) 公社は、受託者の履行状況を確認の上、受託者からの適法な請求書及び支払金口座振替依頼書をもとに、受託者に対し、一括して契約金額を支払う。

## 8 再委託の取り扱い

- (1) 受託者は、この仕様書に基づく委託業務を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により、公社と協議し、公社の承諾を得た場合にはこの限りでない。
- (2) この仕様書に定める事項については、受託者と同様に、再委託先においても遵守するものとし、受託者は、再委託先がこれを遵守することに関して、一切の責任を負う。

## 9 著作権等について

動画について、受託者は、デザイン・レイアウト等の著作物に関するすべての著作権（著作権法第 27 条（翻訳権、翻案権等）及び第 28 条（二次的著作物に関する原作者の権利）を含む）を、デザイン・レイアウト等の納品時に公社に譲渡すること。また、公社及び公社が指定した者に対し著作者人格権を行使しないものとする。

当該デザイン・レイアウト等は、国内外における第三者の産業財産権、著作権、不正競争防止法及びその他の関係法令に抵触しないこと。

なお、上記譲渡及び不行使の対価は契約金額に含まれる。

## 10 環境により良い自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、次の事項を遵守すること。

- ・都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）第 37 条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- ・自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。

なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

## 11 契約事項の遵守・守秘義務

本契約業務の実施に当たっては、条例、規則、関係法令を十分に遵守するほか、契約書に記載の事項に従って処理すること。

## 12 契約案件の公表

公益財団法人東京都中小企業振興公社は、経営の一層の透明性の向上を図っていくため、「経営情報の公表に関する要綱」に基づき、特定契約（官公庁との契約や競争入札に適さない契約等）のすべて及び契約金額が 250 万円以上の契約案件を以下のとおり公表する。

### ・公表項目

契約方法（競争・独占・緊急・少額または特定の区分別）、契約種別（工事・委託・物品等の区分別）、契約相手方の名称、契約金額

### ・公表時期及び手法

決算の公表に合わせて年1回取りまとめ、当会社ホームページ及び閲覧により公表する。

なお、公表の趣旨にご理解いただけない場合は契約締結後14日以内に、文書にて同意しない旨申し出ることができる。

13 暴力団等排除に関する特記事項

暴力団等排除に関する特記事項については、別紙に定めるところによる。

14 その他

(1) この仕様書に定めのない事項については、その都度、公社と協議の上、定めるものとする。

また、この仕様書に疑義が生じた場合も同様とする。

(2) 契約金額には、本仕様書に定めるもののほか、本業務の履行に必要となる一切の経費を含む。

15 担当

公益財団法人東京都中小企業振興公社

事業戦略部 多摩創業支援課 地域連携係

〒190-0014 東京都立川市緑町3-1 GREEN SPRINGS E2 3階 (303)

電話：042-518-9671

以上